

公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書

[制定] 平成23年9月9日
[一部改正] 令和2年1月31日

目 次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (事業の性格)
- 第3条 (事業内容及び対象)
- 第4条 (共済基金分担金の納入)
- 第5条 (共済基金分担金の一部の法人会計への充当)

第2章 建物総合損害共済事業

- 第6条 (目的)
- 第7条 (委託契約)
- 第8条 (基率)

第3章 自動車損害共済事業

- 第9条 (目的)
- 第10条 (委託契約)
- 第11条 (基率)

第4章 相互救済事業に係るてん補額の上限

- 第12条 (相互救済事業に係るてん補額の上限)

第5章 異常危険準備金

- 第13条 (異常危険準備金)

第6章 雜則

- 第14条 (改廃)
- 第15条 (規程の制定)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本会の事業のうち、定款第4条第1項第1号に掲げる事業の執行については、この業務方法書に定めるところによる。

(事業の性格)

第2条 前条の事業は、地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業として、同条第1項に規定する委託を本会が受けて行うものとする。

(事業内容及び対象)

第3条 前条に規定する相互救済事業は、建物総合損害共済事業及び自動車損害共済事業とする。

2 前条に規定する相互救済事業の対象となる団体は、市及び市が設置する一部事務組合等（以下「団体」という。）とする。

(共済基金分担金の納入)

第4条 第7条に基づき建物総合損害共済事業の委託契約を締結した団体又は第10条に基づき自動車損害共済事業の委託契約を締結した団体（以下、「共済委託団体」という。）は、第8条又第11条に定める共済基金分担金基率表に基づき算出した共済基金分担金を事業年度毎に支払わなければならない。

2 前項に定める共済基金分担金については、巨大災害の発生により共済委託団体がその区域内において甚大な被害を受けた場合その他特段の事情がある場合、理事会の決議により減額又は免除することができる。

(共済基金分担金の一部の法人会計への充当)

第5条 前条第1項の共済基金分担金は、毎事業年度における共済基金分担金総額の8%以内を当該年度における法人会計のための経費に使用することができる。

2 前項の法人会計のための経費に使用するにあたっては、毎事業年度開始前に、法人会計に要する費用の所要見込み額及び共済基金分担金見込総額に対する割合の説明を収支予算書に記載して理事会の承認を受けなければならない。

第2章 建物総合損害共済事業

(目的)

第6条 建物総合損害共済事業は、共済委託団体の建物等に生じた損害を、相互救済の精神に則り、速やかにてん補することを目的とする。

(委託契約)

第7条 団体は、建物総合損害共済事業の委託に際して、理事会において定める規程に基づき、契約を締結しなければならない。

(基率)

第8条 前条の委託契約の基率算出のための共済基金分担金基率表は、本会の統計数値等に基づく合理的な計算方法により計算した事故率に、事務経費等を加えて算出する。

第3章 自動車損害共済事業

(目的)

第9条 自動車損害共済事業は、共済委託団体が自動車を所有、管理又は使用することによって生じた損害を、相互救済の精神に則り、速やかにてん補することを目的とする。

(委託契約)

第10条 団体は、自動車損害共済事業の委託に際して、理事会において定める規程に基づき、契約を締結しなければならない。

(基率)

第11条 前条の委託契約の基率算出のための共済基金分担金基率表は、本会の統計数値等に基づく合理的な計算方法により損害率を計算し、事務経費等を加えて算出する。

第4章 相互救済事業に係るてん補額の上限

(相互救済事業に係るてん補額の上限)

第12条 定款及びこの業務方法書に基づく相互救済事業の実施に当たり、第6条に規定する建物総合損害共済事業及び第9条の自動車損害共済事業の対象となる公有財産等の損害に対する本会のてん補総額は、理事会において別に定める通常の予測を超えて発生するリスクの範囲（以下「リスクの範囲」という。）及び当該リスクに本会が対応するための運営の指標（以下「運営指標」という。）に基づいて計算した額（以下、「支払準備資産」という。）を限度とし、支払準備資産をもって、本会の保有資産の上限額とする。

2 前項のリスクの範囲及び運営指標を理事会で定めるにあたっては、次のいずれかの資格を有する者（以下「有資格者」という。）の意見に基づくものとする。

- (1) 公益社団法人日本アクチュアリー会正会員であり、かつ保険数理に関する業務に3年以上従事した者
- (2) 公益社団法人日本アクチュアリー会準会員であり、かつ保険数理に関する業務に5年以上従事した者

3 前項のリスクの範囲及び運営指標を理事会で定めるに際し、本会に対して意見を述べることができる有資格者の選任は理事会において行うものとし、任期は理事会が定める日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

4 第1項の場合において、災害発生の前年度末における一般正味財産に次条第1項で定める異常危険準備金並びに不動産及び債券の評価損益を加えた額（以下、「一般正味財産額等」という。）が支払準備資産を下回るときは、一般正味財産額等を第1項で定める本会のてん補総額としての支払準備資産とみなすものとする。

第5章 異常危険準備金

(異常危険準備金)

第13条 異常災害による損害のてん補に備えるため、異常危険準備金を計上するものとする。

2 前項の異常危険準備金の種類、積立水準、取崩し方法については、理事会において別に定める。

3 前項の異常危険準備金の積立水準を理事会において定めるにあたっては、前条第1項の支払準備資産、一般正味財産並びに不動産及び債券の評価損益を勘案して定めるものとする。

第6章 雜則

(改廃)

第14条 この業務方法書の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(規程の制定)

第15条 事業の執行については、この業務方法書に定めるもののほか、必要事項について理事会において定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和2年1月31日から施行する。

◆改正履歴09-01-01 業務方法書（～令和3年3月）